

一般社団法人岡山県建築士会細則

平成24年5月17日

岡建士規則第5号

(事務所)

第1条 一般社団法人岡山県建築士会(以下「本会」という。)定款(以下「定款」という。)

第2条に規定する主たる事務所は、岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号に置く。

(入会申込書)

第2条 定款第7条に規定する入会申込書は、別記様式による。

(会員名簿への登録等)

第3条 会長は、入会を承認された者に会員証を交付するとともに、その者を会員名簿に登録する。

2 前項の会員名簿をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に規定する社員名簿とする。

(登録内容の変更)

第4条 会員は、住所、氏名又は勤務先等を変更したときは、遅滞なく会長に届け出なければならない。

(退会の手続き)

第5条 退会しようとする者は、別記様式による退会届に会員証を添えて届け出なければならない。

2 会長は、退会した者を会員名簿から抹消しなければならない。

(入会金)

第6条 定款第8条第2項に規定する入会金は、3,000円とする。ただし、本会以外の建築士会の会員であった者が、転勤等の理由により引き続き本会に入会しようとするときは、本会以外の会員であったことを証する書類を提出することにより入会金を免除する。

2 前項のほか、本会の運営上特に必要があると認められるときは、理事会の承認を得て入会金を免除することができる。

(会費)

第7条 定款第8条第1項に規定する会費は次の各号のとおりとし、毎年度6月末日までに納入しなければならない。ただし、年度途中に入会したときは、当該年度において、入会した月から月額により算定した額を会費とする。

(1) 正会員 年額 12,000円

(2) 準会員 年額 12,000円

(3) 賛助会員 年額 20,000円

2 前項の規定にかかわらず、支部に所属する会員は、前項の額に別表に掲げる額を加えた額を会費とする。

3 前項に規定する加算額を支部会費と称し、各支部の事業活動に経常的に生じる費用にあてる。

(会費の滞納)

第8条 会費を8箇月以上滞納した者は、理事会の決議を経て会誌の配付を停止されることがある。

2 会長は、前項の規定により会誌の配付を停止された者に対して、理事会の決議後すみやかにその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により会誌の配付を停止された者が滞納している会費を納入したときは、その翌月から会誌の配付を再開するものとする。

(会員資格を喪失した者への通知)

第9条 会長は、定款第12条第1号の規定により会員資格を喪失した者に対して、その旨を通知しなければならない。

(再入会)

第10条 定款第11条第1項の規定により除名された者が再び入会しようとするときは、総会の承認を必要とする。

2 定款第12条第1号の規定により会員資格を喪失した者が、会員資格を喪失した時から1年以内に再び入会しようとするときは、入会金の納入を要しない。

(懲戒)

第11条 会員の懲戒に関する規程は、別に定める。

(常任理事会)

第12条 定款第31条の規定による理事会に、任意の機関として常任理事会を置く。

2 常任理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって組織する。

3 常任理事会は、会務運営の基本的な方向及び計画を策定し、理事会に提出する。

4 常任理事会は会長が招集し、次の各号に掲げる事項を処理する。

(1) 本会の企画及び運営に関する事項

(2) 理事会への提出議案の作成に関する事項

(3) その他本会の会勢及び会務に関する事項

(委員会)

第13条 定款第47条に規定する委員会は、会員をもって組織する。ただし、特に必要があるときは、会員以外の専門家を委員に加えることができる。

- 2 委員の委嘱及び解任は、理事会の承認を得て、会長が行う。
- 3 委員長及び副委員長は、理事会の承認を得て会長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を統括し、運営する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 6 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 委員長は、その所管する事項について外部に意見を公表しようとするときは、その内容について理事会の承認を得なければならない。

(部会)

第14条 定款第48条の規定により設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 青年部会
 - (2) 女性部会
 - (3) 地域づくりフォーラム21部会
- (会誌の発行等)

第15条 定款第5条第2項第1号に定める会誌は、毎月1回発行し、会員に配付する。
ただし、会員以外に配付することを妨げない。

- 2 本会は、定款第4条に定める目的を達成するために必要と認める刊行物を出版し、会員及び会員以外に頒布する。

(予算及び経理)

第16条 予算は、大科目、中科目及び小科目に区分する。

- 2 収支予算の編成は、理事会で決議する。
- 3 中科目及び小科目についての予算の流用は、理事会の承認を得て執行することができる。
- 4 収入及び支出は、専務理事が執行する。
- 5 専務理事は、半期ごとに収入支出の状況及び貸借対照表を作成し、理事会に報告しなければならない。
- 6 本会の経理事務の執行は、経理規則による。

(出張)

第17条 会長は、定款第5条に規定する事業を実施するために必要と認めるときは、会員に出張を命じることができる。

- 2 会長は、前号に定める命令を受けて出張をする会員に対し、旅費を支給することができる。
- 3 前号に定める旅費の支給額は、理事会が別に定める。

(費用弁償)

第18条 会長は、本会の事業の執行のために必要な会議等に出席した会員又は会員以外の者に対して、出席するために必要となった交通費等を費用弁償として支給することができる。

(細則及び諸規程の制定及び改廃)

第19条 この細則及び諸規程の制定及び改廃は、理事会の決議を要する。

(委任)

第20条 この細則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、理事会の決議により定める。

附 則

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。(平成25年4月1日)

(別表) 第7条関係

支部会費一覧(年額)

支部名称	正 会 員	準 会 員	賛 助 会 員
岡山支部	—	—	—
西大寺支部	2,000円	2,000円	10,000円
東備支部	1,000円	1,000円	—
玉野支部	1,000円	1,000円	10,000円
倉敷支部	1,000円	1,000円	—
児島支部	1,000円	—	—
井笠支部	—	—	—
高梁支部	1,000円	1,000円	—
新見支部	5,000円	5,000円	15,000円
真庭支部	—	—	20,000円
津山支部	1,500円	1,500円	10,000円